

## 信用保険法第2条第5項第2号（事業活動の制限）

（日本国からの水産物の輸入の制限による経済的影響を受けている企業に対する認定）

### ★認定申請の必要書類一覧★

- 1、認定申請書 …………… 同じものを2通
- 2、港区産業振興施策の利用に係る同意書
- 3、最近の確定申告書・決算書・勘定科目内訳書…………… 一式 ※原本をお持ちください
- 4、法人事業概況説明書のコピー（作成していない企業については不要です）  
及び、事業年度分の確定申告書の表紙部分のコピー（税務署受付印のあるもの）  
またはメール詳細か受信通知（電子申告の場合）…………… 各1部
- 5、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※コピー可（※個人事業者は不要です）  
…………… 3ヶ月以内発行のもの 1通
- 6、最近6ヶ月または1年間の売上高等が確認できるもの  
※各月内訳（諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする事業者との取引）  
がわかるもの…………… 帳簿、試算表等
- 7、直近1ヶ月と、前年同期の売上高が確認できるもの
- 8、今後の2ヶ月間の売り上げ見込みに対応する、前年の売上高が確認できるもの

### お申し込みには予約が必要です

※ 予約受付時間は下記のとおりです。審査時間は30分程度です。

月曜日～金曜日 …… 午前9時～12時・午後1時～5時

札の辻スクエア(芝5-36-4)8階 産業振興課経営支援係

電話03-6435-4620

※注意事項……………区での認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。